

令和3年8月11日 開会
令和3年8月11日 閉会
(臨時第6回)

大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 166 号

令和 3 年第 6 回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

令和 3 年 8 月 6 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 3 年 8 月 11 日（水） 午前 10 時 00 分
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件
 - 議案第 73 号 工事請負契約の締結について
(中山第 2 配水池新設工事 (配水池設置))
 - 議案第 74 号 財産の取得について (文字放送専用端末)
 - 議案第 75 号 財産の取得について (基幹業務用パソコン)
 - 議案第 76 号 財産の取得について (5t 級除雪ドーザ)
 - 議案第 77 号 財産の取得について
(電動アシスト付きスポーツ自転車等)
 - 議案第 78 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 3 年度大山町一般会計補正予算 (第 4 号))
 - 議案第 79 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算 (第 5 号)

○開会日に応招した議員

小 谷 英 介	西 本 憲 人
豊 哲 也	島 田 一 恵
森 本 貴 之	池 田 幸 恵
門 脇 輝 明	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	大 森 正 治
杉 谷 洋 一	近 藤 大 介
吉 原 美 智 恵	岡 田 聰
野 口 俊 明	米 本 隆 記

○応招しなかった議員

なし

第 6 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

令和 3 年 8 月 11 日（水）午前 10 時

議 事 日 程

令和 3 年 8 月 11 日（水）午前 10 開会（開議）

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 73 号 工事請負契約の締結について

（中山第 2 配水池新設工事（配水池設置））

日程第 4 議案第 74 号 財産の取得について（文字放送専用端末）

日程第 5 議案第 75 号 財産の取得について（基幹業務用パソコン）

日程第 6 議案第 76 号 財産の取得について（5t 級除雪ドーザ）

日程第 7 議案第 77 号 財産の取得について

（電動アシスト付きスポーツ自転車等）

日程第 8 議案第 78 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 3 年度大山町一般会計補正予算（第 4 号））

日程第 9 議案第 79 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算（第 5 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 名）

1 番 小 谷 英 介	2 番 西 本 憲 人
3 番 豊 哲 也	4 番 島 田 一 恵
5 番 森 本 貴 之	6 番 池 田 幸 恵
7 番 門 脇 輝 明	8 番 大 原 広 巳
9 番 大 杖 正 彦	10 番 大 森 正 治
11 番 杉 谷 洋 一	12 番 近 藤 大 介
13 番 吉 原 美 智 恵	14 番 岡 田 聰
15 番 野 口 俊 明	16 番 米 本 隆 記

欠席議員（なし）

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 ……………野 間 光 書記 ……………三 谷 輝 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀 教育長 ……………驚 見 寛 幸
副町長 ……………小 谷 章 総務課長 ……………金 田 茂 之
財務課長……………井 上 龍 農林水産課長 ……………桑 本 英 治
水道課長……………竹 村 秀 明 建設課長 ……………大 前 満
観光課長 ……………徳 永 貴 福祉介護課長 ……………池 山 大 司

午前 10 時開会

○議長（米本 隆記君） みなさん、おはようございます。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立ください。一同礼。
ご着席ください。

開会・開議・議事日程

○議長（米本 隆記君） ただいまの出席議員は、16 人です。

定足数に達していますので、令和 3 年第 6 回大山町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、7 番 門脇 輝明
議員、8 番 大原 広巳議員を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

日程第 3 議案第 73 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 73 号 工事請負契約の締結について（中山第 2 配水池新設工事（配水池設置））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） おはようございます。

それでは提案理由の説明を述べさせていただきます。

議案第 73 号 工事請負契約の締結については、中山第 2 配水池設置工事の工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和 3 年 7 月 30 日に 2 業者を指名し競争入札を実施したところ、税込金額 6,600 万円で、愛知県名古屋市中区錦 3 丁目 5 番 27 号株式会社ベルテクノ 代表取締役 鈴木洋が落札し、令和 3 年 7 月 30 日付で仮契約を締結したところであります。

なお、工期は、本契約締結の日の翌日から令和 4 年 2 月 28 日までとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（14 番 岡田 聰君） 議長、14 番。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聰君） 何点か質問いたします。

ステンレス製パネルの配水池ということですが、従来はコンクリート製が多かったわけですが、ステンレス製に決めたその 1 番の決め手は何なのか、説明をお願いいたします。かなり割高になると思いますけども、参考までにコンクリート製でやった場合との価格差を、おおよそでよろしいです、お願いいたします。

それから仕様書には JIS の番号が、いろいろ書いてありますけども、メーカーの資料なんか見ますと、例えば JIS の 4304 などでは、SUS の 301 とか 304316、そのほかいろいろ、どうも書類があるようですが、はっきりと SUS 何番というような指定は出来なかったのか。どうしてかといいますと、東京とかあるいは国土交通省の仕様なんか見ますと、水がたまっているところ、常時、水と接するところは、SUS304 とか、SUS の比較的一般的な SUS の 304 とか 444 とか、それから結構、ステンレスでも、一般的にさびないと普通は考えますけども、ステンレスでもさびますんで、配水池の上部、水と接しない空気層がございますが、ここには水道水の中の塩素が蒸発して非常に高密度な塩酸の空気が、水滴がたまるというようなことで、かなり腐食しやすいということで、特に耐蝕性

の SUS329J というようなものを使うというようなことですが、大山町の場合はその指定が全然ないわけですが、その点の考えはどうか、腐蝕に対する SUS の使い方です。

それから、これも腐蝕の関係ですが、結構塩害には弱いそうでした、海岸から何キロぐらい離れたところなのか。多分、かなり離れてて、塩害は心配ないのかと思いますけど、その点について質問いたします。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 質疑に関しましては、担当から直接お答えをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○水道課長（竹村 秀明君） 議長、水道課長。

○議長（米本 隆記君） 竹村水道課長。

○水道課長（竹村 秀明君） 失礼します。ステンレス製を採用した理由でございますけれども、軽量で施工がしやすいということ、あと軽量でありますために、平時でも地震時でも基礎への負担が少ないということで、耐震性にすぐれているということ、あと、内面の防食が不要になってきますので、ライフサイクル的に安くできるのではないかとということで採用しております。

鉄筋コンクリート製のものとの価格につきましてですけれども、具体的に幾ら得になるというようなところまでのものははじいておりません。鉄筋コンクリート製のものになってきますと、ライフサイクル的に、内面の防食をするための塗装をしますと、10年に1回ずつぐらい塗装が必要になってきますし、しない場合には、コンクリートが腐蝕して砂等が露出し、下にたまっていくというようなことがございます関係で、ステンレス製のものを今回採用させていただきました。

J I S の規格についてでございますけれども、工事仕様書のほうの第3の配水本体工の下のほうに、本体材料ということで、底板はステンレスの444なりを使うというようなことで上がっております。指示しております。

塩害につきましては、八重になりますので、外観のさび等、海からの塩害ということはあまり考えておりません。以上でございます。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長、14番。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聡君） ちょっと材質についての説明がなかったと思いますけども。

○議長（米本 隆記君） 岡田議員、材質はですね、さっき説明で本体工のページの下のほうに…

○議員（14番 岡田 聡君） いやそれで、最初に質問しました J I S の 4304 とかそれではかなり範囲が広すぎてあれじゃないかと。それから空気と接するところは、よそでや

ってるようなところは材質を変えて、非常に耐蝕性の高い SUS329J2L とか、J4L とかそういうものを使ってるようなんですよ。この配水池にはそれはどうもそこらあたりの考慮はされてないような気がします。

○議長（米本 隆記君） 水道課長、どうもこの内容とは違う内容なんですけども。表示してある内容とは。答えられますか。

○水道課長（竹村 秀明君） 議長、水道課長。

○議長（米本 隆記君） 竹村水道課長。

○水道課長（竹村 秀明君） 申し訳ございません、ちょっと、答えることができません。

○議長（米本 隆記君） 岡田議員、今ちょっと手持ちに資料がないようなんですが、後ほどでもよろしいですか。では、後ほどお願いいたします。

そのほか、岡田議員、残りがありますか。よろしいですか。では、そのほか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい。この契約についてですね、指名競争入札で行われてるわけですけれども、財務規則では、原則として3者以上指名することになっておりますけれども、今回は2者を指名されております。その理由については、先ほど全国を調べたところ、その2者しかこの規格に適用するような会社がなかったからということでございましたけれども、それが本町に指名願を出されておるということが、その理由の一つでございますけれども、通常であれば、これは一般競争入札っていうのが通常の手続ではないかと私は思ってるんですけれども、この指名競争入札の指名願が、この2者から出されたのは、いつでしょうか。っていうのは、要するに指名願の記載内容については、一般競争入札の指名の内容とほぼ同じなんですよね。そういったことで、いつ頃この2者から指名願が出されたのか、お伺いをしたいと思います。

○総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。

○議長（米本 隆記君） 金田総務課長。

○総務課長（金田 茂之君） 申し訳ございません。手元に資料がございませんので分かりかねます。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 調べていただけませんか、っていうのが、先ほどの説明の中で、要するに一般競争入札にすると、非常にハードルが高い、時間も掛かる、そういうふうな説明があったものですから、もうこの年度始まるまでに、この2者から、指名願は出されておったなら、それは当然一つ納得できる理由になると思いますけれども、後で出されたのであれば、その時点で、一般競争入札の見込みがあるから指名を出してくださいねということを一般的に言える話ではないかなと思うからですが、

ちょっと調べていただけませんか。

- 副町長（小谷 章君） 議長、副町長。
- 議長（米本 隆記君） 小谷副町長。
- 副町長（小谷 章君） すいません。休憩お願いします。
- 議長（米本 隆記君） 暫時休憩します。

午前 10 時 16 分休憩

午前 10 時 18 分再開

- 議長（米本 隆記君） 再開します。
- 総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。
- 議長（米本 隆記君） 金田総務課長。
- 総務課長（金田 茂之君） 2 者の指名願の提出日ですけれども、令和 3 年 1 月 25 日と令和 3 年 1 月 29 日でございます。
- 議長（米本 隆記君） そのほか、質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（米本 隆記君） はい、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（米本 隆記君） 討論なしと認めこれで討論を終わります。
これから議案第 73 号を採決します。お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。
[賛成者起立]
- 議長（米本 隆記君） したがって、議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 74 号

- 議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 74 号 財産の取得について（文字放送専用端末）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。 竹口 大紀町長。
- 町長（竹口 大紀君） 議案第 74 号 文字放送専用端末に係る財産の取得については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。
この度購入する文字放送専用端末は、すでに耐用年数が経過している平成 26 年度に購入した端末を更新するもので、本町の文字放送システムの導入時から携わり、文字放送専用端末を独自製造している業者である、米子市新開 2 丁目 1-7 株式会社サテライトコミュニケーションズネットワーク代表取締役 高橋孝之と随意契約により、税込み金額 801 万 2,644 円で、令和 3 年 7 月 20 日付けで物品購入仮契約を締結したところで

あります。

なお、納入期限は令和4年3月31日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（15番 野口 俊明君） 議長、15番。

○議長（米本 隆記君） 15番 野口議員。

○議員（15番 野口 俊明君） この納入期限が来年の3月31日ということですが、このたび契約して、そんなに納入に期間が掛かるもんなんですか。その辺をお伺いします。

○総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。

○議長（米本 隆記君） 金田総務課長。

○総務課長（金田 茂之君） お答えをいたします。

通常でしたら、恐らくそこまで掛からないと思えますけれども、このコロナ禍でなかなか製品、部品が入らないということを業者のほうが言っております。最悪のことを考えまして3月31日までとさせていただいております。以上です。

○議員（15番 野口 俊明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 15番 野口議員。

○議員（15番 野口 俊明君） そういたしますと、そのことは分かりました。一般的には今、どのぐらいで入る機種なんですか。

○総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。

○議長（米本 隆記君） 金田総務課長。

○総務課長（金田 茂之君） その手配にもよりますけれども、通常でしたら多分年内には入るだろうというふうに思っております。

○議長（米本 隆記君） そのほかありますか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） この契約は随意契約で行われておりますけれども、この金額等を勘案すると、通常であれば指名競争入札、あるいは一般競争入札で契約すべきものではないかと思えます。

その随意契約にした理由として、3点説明を伺いました。一つは、従来から納入をしていただいている業者である。そして全国的に見て多くの自治体で導入されている。3点目として、県内に進出していらっしゃる業者であるという理由でございましたけれども、この理由は自治法施行令上の第何条第何項に当たっているのでしょうか、その辺、理由が適切かどうか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。

- 議長（米本 隆記君） 金田総務課長。
- 総務課長（金田 茂之君） 根拠法令でありますけれども、施行令の 167 条の 2 第 1 項 第 2 号の規定を準用しております。
- 議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。
- 議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。
- 議員（7 番 門脇 輝明君） 自治法施行令の 167 条の第 2 条第 1 項ということでございますけれども、ちょっと待ってください。中身をちょっと読むと、167 条の 2 の第 1 項、これ、条文を読みますと、不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため、必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものするとき、というふうに書いてありますけれども、この契約は、その競争入札に適さない理由がさっき言われた、この三つの理由に該当していると。ちょっと、考えられないんですけれども、納得出来ないんですけれども。その辺分かるように説明いただけませんか。
- 総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。
- 議長（米本 隆記君） 金田総務課長。
- 総務課長（金田 茂之君） その 3 点の理由によりまして競争性がないというふうに判断をいたしております。
したがいまして 2 号を適用させていただいておるところであります。
- 議員（7 番 門脇 輝明君） 議長。
- 議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。
- 議員（7 番 門脇 輝明君） （・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・「議長が発言の取り消しを命じた部分、285 文字削除」・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・）
- 議長（米本 隆記君） 門脇議員に言います。今の質疑は、契約のやり方についてですので、契約内容じゃありませんので、そこところは削除させていただきます。
ほかにありますら。
- 議員（6 番 池田 幸恵君） 議長、6 番。
- 議長（米本 隆記君） 6 番 池田議員。
- 議員（6 番 池田 幸恵君） 今回機械の更新ということでお伺いしました。機械の更新に当たり今までと違い新たに何か放送されることがありましたらよろしくお願ひします。
それとですね、今までこういうふうな契約書の期限、前は年度をまたいでの繰越しとかがまたいだこともありまして、余裕を持たして、2 月末で工期の長いものとか契約

の長いものに関しては、1 か月末前ぐらいの前倒しで契約書をしていくというお話で今まで来てたと私は認識しております。で、今回は、コロナ禍なんですけれども、っていうことで3月31年度の末日になっております。また、以前と同じように、例えば、延びてしまって、ちょっとその言葉が出てこないんですけど、年度をまたいで予算が次年度に行くようなことにならないようにするためにも以前決めたことだとは思いますが、その辺りの認識をお願いいたします。

○総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。

○議長（米本 隆記君） 金田総務課長。

○総務課長（金田 茂之君） はい、お答えをいたします。

機器の更新につきまして特段、これまでと追加なり変更があるということはありません。今までどおりの放送でございます。

それから契約につきまして、年度末の3月31日ということでありまして、これにつきましては新たに契約書の中に、万が一繰越しが発生する場合も考慮しまして、2か月前までに、3月31日まで入るか入らないか、町のほうに伺いを立てるといった契約の内容を一文入れさせていただいておりますので、通称ヤミ繰りみたいなことは、発生しないというふうには考えております。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） ヤミとかではなくてですね、議会と執行部とのやっぱり信頼でっていうことで前もって年度を越さないようにっていう話で、今まで進めてきたと思います。

その点に対しての、例えばそういうふうなことがあるのであれば事前に説明があるべきだと思いますし、それと先ほど、すいませんちょっと聞き間違いだったらごめんなさい。全協の説明のときに、文字放送についてお伺いしたときに、例えば、今までのようにテロップとか静止画面での文字の案内とあと緊急時の案内っていうなことを、聞き間違いだったらごめんなさい、聞いたと思ったんですけども、緊急時の案内は入らないですか、入りますか。

○総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。

○議長（米本 隆記君） 金田総務課長。

○総務課長（金田 茂之君） これまでどおり全く変更はございません。

今あるものにつきましては、全て入ります。

それから契約の件ですけれども、業者とも協議をさせていただきました。下手をすると、部品が入らなくて繰り越す場合もあるという話も伺っております。その関係で一応、3月31日までとさせていただいて契約書の中で、万が一、部品等を入れなければ2か月前までに、当然変更契約も必要でありますし、議会承認も必要、年度をまたぐとい

うこととなりますと、議会承認もかかってきます。3月定例に上げようと思えば、それ以前に打診を受けておかないといけないということもございますので、2か月前までに業者のほうからは打診をいただくようにしております。以上です。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） はい。今のお話だとそれは執行部側さんと業者との約束事だと思うんですね。以前、議会と行政の約束事として、事前期日は前倒し、1か月ほど前にして、契約書を提出という形だったと思うんですけども、その点が何かあやふや、どちらと契約され、業者と契約されるのはもちろんなんですけれども、以前のようなことが繰り返されないようにということで決めたことは、それはもうなかったことになるってことなんでしょうか。それとも議会との約束事は守られていくお考えでしょうか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

池田議員の言われるところは、簡単に言うと、過去にこちらが説明している内容と違っていることを言われていますので、御説明をさせていただきますが、過去に私が就任するよりも前ですけれども、その工事が年度末に終わらなくて工事を繰越しの正式な手続をせず繰越したというような事案がっております。

その対策として、その対策を議会のほうにも説明をさせていただいたのは、私が就任して以降ですけれども、そのときに説明をさせていただいたのは、工期を年度末ぎりぎりではなくて、1か月程度、余裕を持って設定をすることによって、万が一繰越しをするような手続が発生したとしても、その繰越しの手続が間に合うように、適切な手続を経て繰り越せるようにそのように設定をさせていただくということを基本とするという方針で説明をさせていただいております。

その説明以降、その方針に沿って説明をさせていただいておりますし、物品の購入等に関しては、確かにそのものが入らないというような事情もありますので、このたびのように、2か月前に入らないというのが分かった時点で、適切な繰越し手続が間に合う段階で業者から連絡をもらって、議会のほうに手続を諮るということで調整をさせていただいているところでございます。

○議長（米本 隆記君） そのほか、皆さんありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 74 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 75 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 75 号 財産の取得について（基幹業務用パソコン）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 75 号 基幹業務用パソコンに係る財産の取得については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

この度購入する基幹業務用パソコンは、老朽化が進んでいるパソコンを更新するもので、8 月 3 日に 6 業者を指名して競争入札を実施した結果、税込み金額 1,130 万 5,800 円で、米子市両三柳 5031 番地 株式会社衣笠商会米子支店 取締役支店長 衣笠一彦が落札し、8 月 4 日付けで物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は令和 3 年 12 月 24 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 75 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。したがって、議案第 75 号は 原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 76 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 6、議案第 76 号 財産の取得について（5t 級除雪ドーザ）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 76 号 5 t 級除雪ドーザに係る財産の取得については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。この度購入する 5 t 級除雪ドーザは、除雪体制の充実を図るため新規購入するもので、3 業者を指名して 7 月 27 日に競争入札を実施した結果、税込み金額 891 万 7,900 円で、米子市和田町 1381 番地 2 三洋重機株式会社米子支店 取締役支店長 鎌田清が落札し、7 月 28 日付けで物品購入仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は令和 4 年 3 月 25 日としております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 76 号 を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり 決定することに 賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 76 号は 原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 77 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 7、議案第 77 号 財産の取得について（電動アシスト付きスポーツ自転車等）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第 77 号 電動アシスト付きスポーツ自転車等に係る財産の取得については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

この度購入する電動アシスト付きスポーツ自転車等の購入について、5 業者から見積を徴取した結果、税込み金額 721 万 5,120 円で、最低価格を提示した大阪市西区新町 2 丁目 2 番 2 号 株式会社ベルカディア 代表取締役 辰野 勇と、7 月 21 日付けで仮契約を締結したところであります。

なお、納入期限は令和 3 年 10 月 22 日としております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） 本契約は、金額的な面から見ても指名競争入札あるいは一般競争入札に付すべき案件だと思いますけれども、一つは、この案件をそれぞれ指名競争入札、一般競争入札に付さなかった理由、そして、5者から見積りをとっていただいておりますけれども、内訳が、県外業者2者、県内他市町村が1者、町内業者が2者というふうになっております。この選定された理由を教えてくださいませんか。

全国には、あるいは県内には、自転車を取り扱う業者は、それこそ無数にあると思いますけれども、その中で、この5者から見積りを依頼してとっておられます。それをもって契約をしておられますけれども、選定の理由を教えてくださいませんか。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（米本 隆記君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） お尋ねにお答えをいたします。

指名審査委員会に諮られた段階で出てまいりましたのが、大手の2者、それから、米子の事業者ということでありまして、大手の2者、これはスポーツバイク、マウンテンバイクのそういったところに注力している企業だということは承知しておりました。それを担当課のほう等が上げてきた、その段階で、指名審査委員会に諮られております。で、指名審査委員会の中で、おっしゃるとおり、自転車を取り扱う事業者というのは数あるわけございまして、町内の中にも、自転車を取り扱う事業者さんがいらっしゃる、そういう観点で、町内の事業者さんを2者加えて、5者での指名をさせていただいて、見積りを徴取した、そういう状況でございます。以上です。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） お気持ちはすごくよく分かるんですけれども、こういう業務はやっぱり公平公正ということが1番大事だと思うんですね。

そうした中で指名されたところはいいんでしょうけど、うちも参加したかったのにそういうことであれば、お声がかからなかった、不平、不満が出てくる場合もあるかと思えます。なぜそのところでこの業者、5業者だけに決めたのか。もう一度、御答弁をお願いします。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（米本 隆記君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） まず、2者につきましておっしゃっておられるところ、大手だということでは十分御理解をいただいていると思います。それから、もう1業者につい

ては、指名願を出していらっしやった業者でございます。そして加えた2者というのが、町内の事業者、自転車を預かっていらっしやる事業者ですので、競争に入っていただくということで受注の可能性も広がるということで考えて指名をしております。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） お答えいただきました。1番肝腎な点ですけれども、これで公平公正ということは確保されているという理解でよろしいでしょうか。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（米本 隆記君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） お答えをいたします。

何をもって公正公平なのかというところはあろうかと思えます。実際に、全ての事業者さんを競争に参加させないということが不公平だとおっしゃるのであれば、それは不公平だという見解になるわけでございます。

ただ実際に、事業者の中から1者に請け負っていただく、その中で、私どもとしては、きちんと競争の原理を働かせるといったことをまず考えていくことも必要だと思っております。全事業者に対して指名を行っていく、また見積りをとっていく、そういったことは事実上不可能でございます。できる範囲で、公平公正を図っていく、そして競争の原理を働かせるといったことで対応していきたいと考えております。

○議長（米本 隆記君） そのほか、はい。

○議員（13番 吉原 美智恵君） 議長、13番。

○議長（米本 隆記君） 13番 吉原議員。

○議員（13番 吉原 美智恵君） 今、そういった経緯で随契になったようではございますけれども、随契であるならば、町内事業者さんが入っておられます。で逆に、町内事業者さんだけを指名参加させることもできたかと思うわけです。ということは、機能的に見積りができるということですので、ある程度能力あるということで参加され、金額を出されたと思うわけですからその点はどうか。

そして、大阪の事業者であります。この事業者ですが、地元の参加事業者のほうがある意味では、維持管理とかそういう点についてもどうか、そういうことを踏まえて、決められるということもあったかと思うんです。あくまで競争でしたら、話が違ってきますし、その辺どうでしょうか。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（米本 隆記君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） 吉原議員のおっしゃるところ、理解もいたしますけれども、どうせ指名競争入札でないのであれば、町内業者だけでやればいいじゃないかというところに結論としてなっていくのかなと思います。ただ、逆の発想でございまして、そもそ

も、大手、このマウンテンバイクを納入できる事業者を設定してきた担当課、そして委員会のほうで、町内事業者にも参加の機会を与えたいというところで5者を示したということで御理解をいただきたいと思います。

それから、メンテナンスの関係でございます。当然、メンテナンスというのは必要になってくる部分がございます。ただ、今回は財産の購入ということでございまして、修理が必要なものを、それが契約の中でできるものと、それから通常のメンテナンスについて、それは近隣の事業者さんができるものであればそれは近隣の事業者さんのほうにやっていっていただければいいのかなと思っております。そこをフルセットでやるというのは若干ちょっと違うのかなと思っております。

○議員（13番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 13番 吉原議員。

○議員（13番 吉原 美智恵君） 今、言われましたけれども、金額的にもものすごく高価なものであります。1台36万、もう1者のほうが39万弱の見積りを出しておられますけれども、それについての財産管理については、これ財産です。貴重な。ですので、その財産の管理は一体誰がするんですか。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（米本 隆記君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） お答えいたします。大山町の財産でございますので、まず一時的に大山町のほうが管理をしていくものと考えております。

○議員（13番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 13番 吉原議員。

○議員（13番 吉原 美智恵君） それはよく分かりますけれども、その財産というものが動くものでありまして、日々消耗するものでございます。ですので、実際にその自転車、普通の自転車ですら維持管理が必要であります。ですので、電動アシスト付きスポーツ自転車という高級車ですけれども、これについて、買われた時点から、もう維持管理、財産管理が始まるわけであります。

ですので、その責任の所在をはっきりしていただきたいということを申し上げております。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（米本 隆記君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） 大山町の財産でございます。大山町でございます。

○議員（13番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） いや、もう3回、終わりました。

○議員（13番 吉原 美智恵君） 私も納得いきませんから。私の求めているところと違いますのでいかがでしょうか。実際に観光課とかそういうところが管理されるという

ことか。大山、コースを設定されて実際走っていく中での日々の管理は誰がするのかと
いうことを聞いたかったです。

○議長（米本 隆記君） 執行部、日々の管理についてになります。納入後の日々の管理
について。

○副町長（小谷 章君） 議長、副町長。

○議長（米本 隆記君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） まず、財産が入った段階で、大山町が維持管理をしていくべき
ものと思っております。

次に、このバイクを利用いたしまして、いろんな事業をやっていく。その中でこのバ
イクを管理委託をするということもあろうかと思っておりますし、そういった場合は、
委託先の事業者さんのほうできちんと管理をしていただく、そういった形になろうかと
思っております。

○議員（15 番 野口 俊明君） 議長、15 番。

○議長（米本 隆記君） 15 番 野口議員。

○議員（15 番 野口 俊明君） この仕様書を見ますと、自転車は 20 台、ライトもテー
ルランプも、同じく 20 個で、ベルも 20 個でいいと思うんですけど、自転車用ヘルメッ
トは大 10 個、小が 10 個、これについては、なぜこういう考えをされたんでしょうか。

結局、例えば 10 人以上の大ヘルメットをつける人には貸せないと。10 人以内で、
行くという格好ですね、小なら小で 10 人以上にはさせないと。せっかく買われるなら
両方とも 20 個ずつ買っておかれればいいと思うんですけど、そこら辺でどういう考え
で言われたのかお伺いします。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） はい、お答えいたします。

ヘルメットが大小それぞれ 10 個ずつであるけれども、というところがございますが、
自転車取り敢えず 20 台ということがございますので、人はそれぞれ頭の大きさも違
いますので大小それぞれ 10 個ずつということになりました。もし必要であれば、またそ
れぞれ購入を検討してまいりたいと思います。以上です。

○議員（15 番 野口 俊明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 15 番 野口議員。

○議員（15 番 野口 俊明君） 必要であればって、また補正するようであれば、今の
うちに買っておかれれば、20 台も買われるのに。すぐ間に合うようなもんなんですか。
例えば、人が来られて「待ってください、今買ってきますから」というようなことにな
らんでしょう。やっぱりそこら辺を、何か一つ考え方の、我々議員と皆さんと誤差が出
てくる。だから、いろんな質問の誤差のある質問が出てくるんでないですか。こんな本

当に、せっかくの基本的なことなら、きちんとう、そういう配慮をしながら、物事の配慮をしながら、やるべきことでないんでしょうか。そこら辺のことについてお伺いいたします。

○議長（米本 隆記君） 観光課長、今の質問についてですけども、資料3の仕様書の最初の第1、購入の業務内容のところですね、大小10個ずつという表記があります。それとはぐってもらって、別記のところの6番、ヘルメットの大小、ここのサイズの違い、ここのところをきちっと説明してください。分かりますか。

暫時休憩します。

午前10時55分休憩

午前10時57分再開

○議長（米本 隆記君） それでは再開します。それでは答弁をお願いします。

○観光課長（徳永 貴君） 失礼いたしました、お答えさせていただきます。

大小のことですが、これは大人用・子供用というわけではございませんでして、大人用でそれぞれ頭のサイズが違いますのでこういうサイズのほうの記述になっております。ですんで、大人用、子供用というわけではございませんので御理解をお願いいたします。

○議員（15番 野口 俊明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 15番 野口議員。

○議員（15番 野口 俊明君） いや、だから私言うんだ。そのサイズがみんな大きい人が来たらどうする、小さい人が来たらどうするの。せっかく20台の自転車が無駄になるんですよ。そこら辺のことを考えながらやっぱり行政はやっていかんと、それは20個も買えばみなさんは無駄だと思えるかもしれないけど、この自転車のほうが無駄になっちゃうがな。30何万だか40何万だか知らないけど。ねえ、せっかくの事業が、住民にとってでなしに、そういう事業を、大山町のあれにとって、せっかく来た人がかぶれなければ無駄になっちゃう自転車、何のための20台だと。やっぱりそこら辺は、町長、物事は考えて無駄かもしれないけど、10個ずつが。でもその自転車のほうがまだ無駄になっちゃう。そこら辺をよく考えた事業の展開、それから物の考え方、ヘルメット一つが何万するか知らないけど、でも自転車より安いんでしょう。

やっぱりいろんな考えの中で、事業されるなら、せっかくみんなが楽しんでできる、その全てのことが、20台が動けるような、人間が40人来とって、20人しか乗れないということできなしに、20台が、せっかく希望者があるなら動かせるという、あんたはヘルメットでこれ駄目だからいけないというような、そういう行政はしてほしくないんですよ。

ぜひ、考えた、再度、返答をもらいたいと思いますが、どうですか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

野口議員おっしゃるところはごもつともだと思っております。ヘルメットがないので自転車が活用できないというのはこれは避けなければいけないことだと思っておりますが、このたび、購入しますヘルメットのサイズ、これ仕様書のほうにも書いておりますけれども、ヘルメットのサイズも、サイズ調整が出来ないわけではなくて、それぞれ、例えば小さいほうのヘルメットを大きくサイズ調整すれば、大きいほうのヘルメットと近いサイズになりますし、逆に、大きいほうのヘルメットも、サイズ調整で1番小さくすれば、小さいほうのヘルメットと同じようなサイズになりますので、ほとんどの方が、どちらのサイズも、ヘルメットでも合うような状況にあるというふうに思っておりますので、ヘルメットが足りなくて自転車が活用出来ないというような状況は想定をされないところでございます。

○議員（15番 野口 俊明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 15番 野口議員。

○議員（15番 野口 俊明君） ということなら、大を20個買われればいいでないですか。今言われる大が小までなるなら。そのほうがだいぶいいと思うけど、そこら辺の考えはないんですか。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。

ワンサイズで、どちらにも対応できるということで20個購入するという考えもあろうかと思いますが、この仕様書で書いてありますとおり、差が4センチで調整幅2センチ程度ということでやっておりますので、より広い範囲の頭のサイズの方をカバーするのであれば、同じ個数であれば10個ずつ買ったほうがより広くカバーができるというふうに考えておりますのでこのような仕様で発注をさせていただいたところであります。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長、6番。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） はい。

仕様書についてちょっとお伺いいたします。この受注者は鳥取県西部地区に故障時のサポート等の連絡先を有するものとありますが、どちらのほうに連絡があるところか。大山町内にあるのか、町外にあるのかお知らせください。それとヘルメットは、これは備品としての購入でしょうか。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） お答えします。

仕様書のところのこととございますが、鳥取県西部地区に故障時のサポート等の連絡先を有することということで、故障した場合、即座に対応できるというところで先ほど副町長もお答えしましたが、時には町外業者のほうにも御依頼することがあるかと思えますけれども、基本的には、こちら鳥取県西部地区ということで、お考えいただければという具合に思います。

また、ヘルメットは備品かというところでございますけれども、備品で購入させていただきたいと思っておりますし、公道を走るに至っては、当然ヘルメットをかぶって、安全対策をしないとイケませんので、備品としてヘルメットも扱いたいと思います。以上です。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） 備品として購入数で安心安全っていうお話だったんですけれども、基本的にヘルメットって耐用年数があると思うんですね。で、それが一度落下したとか一度転倒したとか、そうなってくると、安全基準を満たされなくなります。これはやはり備品とかではなくて消耗品の部類になっていくと考えるんですけれども、その辺りの安全面に対するお考えはどうでしょうか。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） はい。安全面に関することということでございますが、当然ヘルメットも、耐用年数もございますし、そういったところもございますので、一体的なものということで備品で購入させていただきたいというところでございますし、あとTSマークというのも付けるようにしております。

こちらの自転車に関する保険でございますが、そちらのほうでかけまして、安全対策をしているという状況でございます。

○議員（6番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 6番 池田議員。

○議員（6番 池田 幸恵君） マークついて安心なんですけれども、例えば私オートバイ乗るんですけれども、オートバイのヘルメットは一度転倒すると、その安全基準から外されるんですね。やはり、大山町を楽しんでいただくっていうのであれば、やはりその辺の安全面、確保できるものでないと。例えば、転倒されて一度落下して、衝撃を受けたヘルメットをたまたま転倒された方がかぶってた。そのときにはやはり問題になってくると思います。その辺りもやはり、考えられて購入もされていく計画が今後あるのか、どういうふうにして町が管理をしていくのか。計画等は出来ているんでしょうか。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） 安全対策につきましてはしっかりとはやっていききたいというふうに思いますので、議員の今おっしゃったことも参考にさせていながら考えていきたいと思います。

○議員（9番 大杖 正彦君） 議長、9番。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○議員（9番 大杖 正彦君） 何点か質問します。

ただいま物品の購入ということで質疑を行われてますが、その後については、運用をどういうふう考えてるか。例えば、レンタルをする、できる場所、どこに置くのか。どこに置くかにおいてその管理者、安全基準を利用に関する安全は誰が確認をするのか。そういった運用面での計画なり考えをまず教えてください。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） はい。お答えさせていただきます。

運用面の計画というところでございますが、現在運用面につきましては計画を練っているところでございます。ただいま池田議員さんからございました、そして大杖議員さんからもございましたように、それも加味しながら、もう少し詳細を詰めてまいりたいと思います。

○議員（9番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○議員（9番 大杖 正彦君） 私一度ですね、去年おとしですか、岩美町に行って利用しました。私自身は自分のスポーツバイクを。そして家内が電動アシスト、結構海岸線登ったりします。70近い女性でも楽に、私のほうがのぼりは汗かいたぐらいで、非常に活用度は高いと思います。

しかし、今問題のヘルメットですが、最近よく大山にも自転車があつてきますが、ヘルメットも一つのファッション、当然ロングドライブ、ロングライドする人はそれなりの安全面を自分自身の、自分の責任においてかぶっているひとつのファッション。何人かは、なしで上がってきてる人が、私もほとんどかぶりません。というのは、暑くてとても。やっぱり爽やかな風を浴びたい。で、安全面は自己責任です。道交法にあるわけでもなし、自転車に関する範囲で、ヘルメットは必ず着用しなきゃならない。警察がストップするわけでもないと思いますね。その辺は貸す際の、貸し側がいかにか徹底して、安全面のことを説明して利用者に確認してもらうか、このほうが大事なんで、その辺をどう考えてますか、ひとつ。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） お答えさせていただきます。

先ほど大杖議員がおっしゃったように、そういったところも加味していきながら、検討してまいりたいと思います。

○議員（9番 大杖 正彦君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 9番 大杖議員。

○議員（9番 大杖 正彦君） そういうことをね、確認するというのはもちろんですから、どこにそういう自転車、20台であるわけだから、3台ずつになるのか5台ずつになるのか、3台ずつにすれば8か所ぐらいなんですかね、場所が大体設定されます。まあ、1台だけってことはないと思いますんで、最低3台、あるいは5台という形になると思いますが、この場所を早く決めて、そういうことが分かる人にしっかり説明をして、貸し側の責任という体制をしっかり考えておく必要があると思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） はい、お答えいたします。

貸し側の責任ということでございますが、そちらのほうも十分に検討して安全対策に努めてまいりたいと思います。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありますか。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長、12番。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） ちょっと確認させていただきたいんですけども、今回の見積りについて、見積りの開札日がいつだったかということと、それから、事業者、5業者に対して、その通知が出た日にちがいつかということをお教えください。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） お答えさせていただきます。少々お待ちください。

申し訳ありません。まず、開札日の日にちでございますが、こちらは、お待ちください。起案したのが7月21日でございます。7月20日に開札はしております。

それから通知をした日でございますが、7月6日に通知しております。以上です。

○議員（12番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12番 近藤議員。

○議員（12番 近藤 大介君） 今回、5者指名してあるんですけども、2者が辞退、1者が不参加ということで、大手、比較的大きな規模の事業者に関して言えば、受注した、見積りしたのは1者しかないんですよね。

それで、何かちらっと噂で聞いた話では、eバイクについても、品薄の状態にあるよ

うな話も聞いたりしているところです。

それですね、先に報告のあった例えば除雪の機械だとか、それから、文字放送の端末だとか、これらについては、部品の供給のこともあるので、入札辞退にならないようにあらかじめ、年度末とかに納期を延ばして入札しているという配慮があつてゐるわけです。

そう考えれば、今回のeバイクについてもですよ、納期が10月中旬になってますけれども、これも、年度末までに延ばせば、応札できる業者も増えたのではないかな。通知から、締切りまで2週間しかないんですよ。2週間しかないということになると、やっぱり本当に大手の中でも本当に大手じゃないと入札に参加出来なかった可能性がある。その辺の配慮がちょっと今回足りなかったのではないかなという懸念があるんですけどもどうでしょう。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） はい、お答えさせていただきます。

今、コロナで品薄というところはございますですけども、配慮が足らなかったというところで御指摘がありますけれども、2週間をとらせていただいておりますし、応札もいただいておりますので、これで良かったのではないかなという具合には思います。まあ、配慮が足らなかったって言えば、そこまでもかもしれませんが、こちらとしては、応札頂いておりますので、良かったんじゃないかという具合に思います。

○議長（米本 隆記君） そのほか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） はい、その辞退された理由、3者、町外の業者さんがおられて、辞退された理由が、仕様の機種が用意出来ないと、見積りが間に合わないということだったと思いますけども、こちらが指名しておいて、その二つが理由で辞退するということは、そもそも指名業者として、適当ではなかったんじゃないかと思うんですけども、そちらはいかがでしょうか。

○副町長（小谷 章君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 小谷副町長。

○副町長（小谷 章君） お答えいたします。

確かに辞退の理由、そういった不参加の理由もいろいろあろうかと思います。私どものほうとしても、十分に間に合う、大丈夫であろうという見込みは立ててやっておりましたけれども、それが結果として、そういう理由での辞退、不参加ということは残念であります。

本来であれば、もう少し猶予を持ってすべきだったところもあったのかなというところ

ろは、率直に反省をしたいと思います。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 先ほど近藤議員からもあったように、今ですね、現在機種のほうが非常に品薄状態で、私その法案を通したときから、来春までに用意できるかどうかというところもちょっと懸念していたんです。で、今日その辞退理由というか、聞いたところ、物が用意できないから辞退するのかなと思っていたんですけども、実際は先ほどの二つの理由だということで、もともとある程度用意出来なかったら、この10月22日に納入するってのは難しいんじゃないかと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） はい、お答えさせていただきます。

仮契約を結んでおりまして10月22日までは何とかできるというところで、業者のほうより伺っております。以上です。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） 先ほど仕様の機種が用意出来ないという業者さんがおられたということなんですけども、入札された業者さんというのは、私の認識だと、マウンテンバイク、電動のマウンテンバイクの機種を1機種しか持ってないと思うんですけども、その業者が入札出来て、他のeマウンテンバイクを納入できる、いろんな機種を納入できる状態にあるところが、納入出来ないってのはどういうことなのか、御説明いただけますでしょうか。

○観光課長（徳永 貴君） 議長、観光課長。

○議長（米本 隆記君） 徳永観光課長。

○観光課長（徳永 貴君） はい。お答えします。納入出来ないというのは、ちょっとそれは業者さんの都合になりますので、ちょっと我々では把握できかねます。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほかありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（2番 西本 憲人君） はい、議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。すいません、最初に賛成ですか。ちょっと待ってください。ちょっと席に帰ってください。

反対者の討論ありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 反対者ですか。賛成者だとさっき言われましたが。

〔「反対」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） じゃあ、西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） ただいまの議案につきましてですね、私は反対いたします。

理由としましては、本日いろんな議案いただけてますけれど、納入期限の話何度も出ています。納入期限が10月22日、なぜこんなに早いのかということですね、選定基準、その他様々な説明を先ほどからいろんな議員がしていただいて、受けていたんですけど、どうもこの選定基準が納得出来ません。

もう一度、業者を公平公正に選定し直すべきだというふうに私は考えます。

以上のことをもって反対です。

○議長（米本 隆記君） 次に賛成者の討論はありませんか。

次に反対者の討論はありませんか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 私は、この議案について反対の立場で討論をさせていただきます。

反対の理由はですね、一つは先ほど西本議員も言われましたけれども、業者選定の不公平性ですね。適切な選定がなされてないのではないかと。これには、本町の入札制度の不備もあると思いますけれども、それにしてもやっぱり適切な選定をすべきではないかと。

もう一つこちらのほうが重要なんですけど、この契約書自体の中でですね、説明でもありましたけれども、書いてないこと、要するに、例えば、フロントライトであるとかテールライト、自転車用のベル、スタンドなどは、この取付けについては、後ほど協議する。協議するということは、取付けていただける場合もあるけども、取付けていただけない場合もある。要するに町の負担が増える可能性がある。そして書いてありませんけれども、電動アシスト自転車、蓄電池が必要です。この蓄電池に対する充電器はどこにも書いてございません。

そうすると、これ充電器は別途買ってください。こういう可能性もございます。町に不利益をもたらすような契約はすべきでないと思います。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（6 番 池田 幸恵君） 議長、6 番。

○議長（米本 隆記君） 6 番 池田議員。

○議員（6 番 池田 幸恵君） 皆さんのお話を質問等々伺っておりました。やはり選定

基準をもう少し期間がないと、地元の業者、なかなか特に私、前回から2期目させてもらってるんですけども、自転車の入札初めて伺いました。

やっぱり、なかなかこれ慣れてない機関のものに対して、こういう短期間で、町内の業者を入れてもらうことにはすごく良かったなと思うんですけども、やはり期間的に厳しいものがあると思います。

あとはですね、やはり先ほど私も質問させていただきました安全面、安全面1番大事だと思うんですね。やはり何かあって町の備品で買う、町の事業としてやっていくのであれば、何かあったときは、町が全部、保障していかなければならないと考えます。その時点ですでね、まだ今その安全面に対して考えられてない。これ1番、大変なことじゃないでしょうか。大山町に来て、やっぱり大好きなまま良かったなあとって観光して行ってほしい。なのに何かあったときに、その思い出が1番嫌な思い出として人生の中に残ってしまう可能性があると思います。

やはり大山町来てもらって、安心して安全できれいで観光できてよかったなって皆さんに思ってもらえる観光事業としてのサイクリングになっていただくように、希望いたしまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（米本 隆記君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

反対者の発言はありますか。その外、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩とします。再開は11時35分とします。

午前11時24分休憩

午前11時35分再開

日程第8 議案第78号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第8、議案第78号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度大山町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第78号 令和3年度大山町一般会計補正予算第4号の専決処分の承認を求めることについては、7月豪雨による農林水産施設及び公共土木施設

被害への応急復旧費について、緊急に予算計上する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年7月8日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるものであります。

この補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額に2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億9,817万9,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。お諮りします。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第78号は承認することに決定しました。

日程第9 議案第79号

○議長（米本 隆記君） 日程第9、議案第79号 令和3年度大山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 議案第79号 令和3年度大山町一般会計補正予算第5号については、7月豪雨による農林水産施設及び公共土木施設被害への復旧費などを計上するため、既定の歳入歳出予算の総額に1億190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億7万9,000円とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（米本 隆記君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長、14番。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聰君） 1点伺います。

排水路等の災害復旧については、受益者負担がないんですけども、これはこの水路なんかは多分、いや受益者負担が発生すると思いますが、この明確な基準があれば教えてほしいんです。自己負担なしの場合。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

大山町の農地及び農業用施設災害復旧事業、実施要綱におきまして、排水路の被災か所におきましては、受益者負担をいただかないというふうに決めております。これにつきましては、排水路につきましては、基本的に末端施設でございますので、受益者が特定しにくいということがございます。

また、末端エリアの方に負担を強いるということにもなりますので、こちらにつきましては負担をいただかないということに決めてるものでございます。以上です。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田議員。

○議員（14番 岡田 聰君） その給水路、排水路、この明確な基準といいますか、なかなか難しいと思うんですけども、排水路としての、大半の機能がそうであっても、下流に行けば、給水のほうに取水するような水路もあるわけです。そういうのは、どちら側になるんですか。

○農林水産課長（桑本 英治君） 議長、農林水産課長。

○議長（米本 隆記君） 桑本農林水産課長。

○農林水産課長（桑本 英治君） お答えいたします。

おっしゃられるように、用水、排水兼用の水路もあろうかと思えます。基本的に、取水の機能を有しますものにつきましては、用水ということで、先ほどの説明のありましたように、費用負担をいただくというもののほうで扱いをしております。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長、10番。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。

○議員（10番 大森 正治君） 先ほどの町長の説明の中になかったようなんですが、福祉介護課から提出されている時間外勤務手当の増額、これなかったですね、これ今になって、こういうことが不足したっていうのは何か理由があるのかなあとと思いますが、その理由を説明してください。

○福祉介護課長（池山 大司君） 議長、福祉介護課長。

○議長（米本 隆記君） 池山福祉介護課長。

○福祉介護課長（池山 大司君） 金額はそんなに大きくなかったのですが、説明の中ではなかったと、割愛させていただいたものと思っておりますが、中身としましては、当初予定していた人員がちょっと人事異動の関係で配置されなかった分、ほかの職員に負担がかかっておりまして、そういった部分で業務量が増えておりまして、時間外のほうが異常に伸びていると。特に現在コロナ関連の、子育て支援の特別給付金等の業務量が非常に増えておりますので、そういった部分で増額をさせていただくということでお願いした

いと思います。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。その他、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 79 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和 3 年第 6 回大山町議会臨時会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。お疲れさまでした。

午前 11 時 43 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署名議員 門脇 輝明

署名議員 大原 広巳

